

令和5年11月17日

各務原市内介護保険サービス事業所
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつも大変お世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、地域密着型サービス事業所様については集団指導等でもお伝えさせていただいておりますが、令和6年4月1日以降、下記事項が新たに義務化されます。

事業所様におかれましては、既に取り組んでいただいているかと存じますが、残り半年を切りましたので、ご留意いただくとともに、計画的に進めていただきますようお願いいたします。

(1) 感染症対策の強化

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催すること
- ・指針を整備すること
- ・研修を実施すること
- ・訓練(シミュレーション)を実施すること

(2) 業務継続に向けた取組の強化

- ・業務継続計画(BCP)を策定すること
- ・当該計画に従業員に周知すること
- ・必要な研修及び訓練を定期的実施すること
- ・定期的に対応計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

(3) 高齢者虐待防止の推進 ※運営規程への追加が必要

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催すること
- ・指針を整備すること
- ・研修を実施すること
- ・担当者を配置すること

(4) 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅

介護支援を除く

●参考

・上記4項目につきまして、添付資料「概要_令和6年4月以降の義務化事項」にて概要をまとめておりますので、ご確認ください。

・地域密着型サービス事業所様に対して実施した令和4年度集団指導(令和5年3月8日開催)の資料にも内容を掲載しておりますので、ご参考ください。

⇒ URL:

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009140/1017059.html>

・業務継続計画(BCP)の作成につきましては、厚労省よりひな形が発出されておりますので、ご参考ください。

⇒ URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL:058-383-2067(直通)

FAX:058-383-6365

mail:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

